

子供を交通事故から守ろう!!

新1年生が小学校に入学してから約1ヶ月が経過しました。
子供たちも少しずつ学校生活に慣れてきたところだと思います。

※ここで注意※

統計上歩行中の子供の交通事故は、
小学校入学後の7歳児が最も多い
さらに

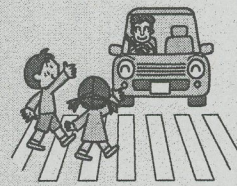
登下校中の交通事故が全体の約5割を占めている
つまり、今こそ!小学生を交通事故から守るための活動をしていくことが重要です。

警察のパトカーも通学路警戒を強化しています!

しかし、子供を事故から守るためには、西都市にお住まいの皆様のご協力が重要です。

- 保護者からの児童に対する交通安全教育の実施
- 子供が飛び出してくるかもしれない運転の励行
- 子供たちの手本となるように交通ルールの厳守

我々と一緒に子供たちを交通事故から守りましょう。



都 萬 の 守 り

西都警察署

☎43-0110

作成者

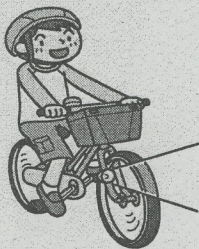
妻交番

伊東 郷太

自転車マナー守れていますか!?

自転車の安全利用5則

- 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- 交差点では信号と一時停止を守って安全確認
- 夜間はライトを点灯
- 飲酒運転は禁止
- ヘルメットを着用



5月は自転車 マナーアップ強化月間

重点目標

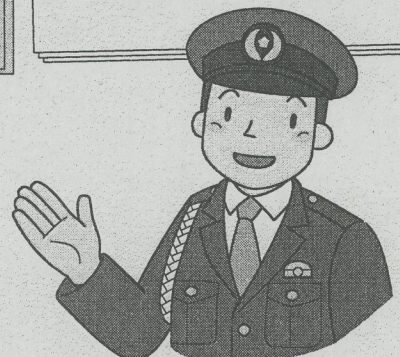
- 1 自転車利用者の交通ルールの遵守と交通マナーの向上
- 2 自転車乗車時のヘルメット着用の推進
- 3 自転車あやの安全で適正な利用及び自転車保険加入の推進

期間

令和7年5月1日～
令和7年5月31日

令和7年4月1日から妻交番配属となりました伊東と申します。

これから巡回連絡等を通じてお世話になることも多々あると思いますが、精一杯務めさせていただきますので、よろしくお願い致します。



自動車税・軽自動車税 は (種別割) (種別割)

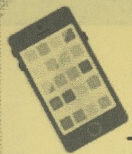
納期内に納めましょう！

納付は便利な
キャッシュレスで！

早めがいつちやが
キャンペーン実施中！
納期内に納めた方は協賛店で
特典を受けられます！
※自動車税のみ対象

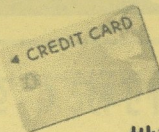


キャッシュレス納付の方法



スマホ決済アプリ

アプリから、納付書に印字された
eL-QRを読み取り



クレジットカード

地方税お支払サイトに
アクセスし、必要事項を入力



詳細はこちら▲
地方税お支払サイト

※QRコードは（株）デンソーウェーブの
登録商標です。

その他、金融機関などでも納付ができます！詳細は納税通知書を御覧ください。

納
期
限

令和7年

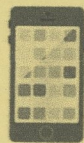
6月2日(月)

自動車税(種別割)・軽自動車税(種別割)

(注意) 軽自動車税(種別割)の納期が異なる市町村があります。詳しくはお住まいの市町村へお問い合わせください。

自動車税 (種別割) について

スマホ決済アプリで納付



スマホ決済アプリを利用して、お手持ちのスマートフォンから納付ができます

PayPay au PAY 楽天ペイ
d払い ファミペイ

など約25種類のアプリに対応！

※使えるアプリは「地方税お支払サイト」でご確認ください
※領収証は発行されません。 ※車検用納税証明書は送付されません。



アプリから、納付書のeL-QRを読み取ってお手続きしてください

宮崎県 領収済通知書 県税

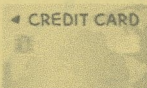
納税者氏名	住所	納税額	納付方法
納税者ID	領収番号	CD	納税年度
納税区分	納税種別	納税金額	納付年月日
納税者住所	納税者氏名	納税額	納付方法
納税者ID	領収番号	CD	納税年度
納税区分	納税種別	納税金額	納付年月日

eL番号
はこちら

eL番号
00000-
0000000000
0000000000-
000000-
000

eL-
QR

クレジットカードで納付



地方税お支払サイトを利用して、お手持ちのPC、スマートフォン、タブレット等から納付ができます



←地方税お支払サイト

<https://www.payment.eltax.lta.go.jp/>

※税額のほかにシステム利用料がかかります。
※領収証は発行されません。 ※車検用納税証明書は送付されません。



地方税お支払サイトで、納付書のeL-QRを読むかeL番号を入力し、サイトの指示に従って必要事項を入力してください

その他、金融機関、県税・総務事務所、コンビニなどでも納付ができます！

宮崎県自動車税 (種別割) 「早めがいつちやがキャンペーン」を実施します！

期限内に納付した方は、領収書などを提示いただくと期間中に協賛店にて特典が受けられます。詳しくは右のQRコードをチェック！



軽自動車税 (種別割) について

軽自動車税 (種別割) は市町村税です！

納める方

令和7年4月1日 (賦課期日) 現在で軽自動車等 (軽自動車、二輪の小型自動車、原動機付自転車、小型特殊自動車) を所有している方

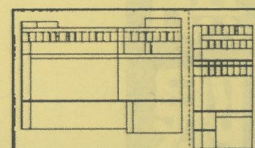
納税先

軽自動車等の主たる定置場所在の市町村

※主たる定置場とは、原則、その軽自動車等が運行しないときに主として駐車する場所をいいます。

納付方法

市町村によって異なりますので、詳しくは納税通知書を御覧ください。



軽自動車税 (種別割) に関して御不明な点がございましたら、お住まいの市町村までお問い合わせください